

沖縄県諮問環第 10 号

沖縄県環境審議会

令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について（諮問）

水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の規定により、令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について諮問します。

（諮問理由）

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により、県知事は、毎年、県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成する必要があり、当該計画は、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項に規定する県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項に該当することから、同規定に基づき当該計画（案）について、貴審議会の意見を求めるものであります。

令和 7 年 11 月 21 日

沖縄県知事 玉城 康裕

